

洞戸地域バス運営協議会規約（案）

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、洞戸地域の望ましい交通体系を確立するため、地域内運行等の適切な運営の在り方を協議・検討し、適切な運営に資することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 この協議会は、洞戸地域バス運営協議会（以下「バス運営協議会」という。）と称し、ほらどまちづくり委員会の内部組織として設置する。

（所掌事項）

第3条 バス運営協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）バス等の乗合交通手段の運営に係る事項の検討及び調整
- （2）バス等の乗合交通手段の運賃等に係る事項の検討及び調整
- （3）地域住民、地域の他団体等との連絡調整
- （4）その他、バス運営協議会の目的を達成するため必要な事務

（組織）

第4条 バス運営協議会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- （1）地域住民代表 自治会連合会洞戸支部長
- （2）利用者代表 社会福祉協議会洞戸支部長
- （3）運行事業者 ほらどまちづくり委員長
洞戸地域バス 乗務員代表
- （4）地域バス交通を担当する関市職員 企画部市民協働課長
- （5）地域行政機関 洞戸事務所長

（任期）

第5条 会員の任期は、原則2年とし、後任者が選任されるまでをその残任期間とする。

（役員）

第6条 バス運営協議会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 2名
 - 3) 事務局長 1名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 部会長 各1名
 - 6) 監事 2名
- 2 役員は、ほらどまちづくり委員会会員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 事務局長及び会計、部会長、監事は、会長が地域住民のうちから指名するものをもってあてる。
- 6 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 7 会計は、協議会の会計を管理する。
- 8 部会長は、部会の担当事務を遂行する。
- 9 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 バス運営協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、バス運営協議会の会議に会員以外のものの出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 バス運営協議会に運営部会及び広報部会を置く。

- 2 運営部会は、運行計画、収支計画、利用促進計画等を作成する。
- 3 広報部会は、住民意向把握、住民へのPR等を行う。
- 4 部会員は、会長が地域住民のうちから指名するものをもってあてる。
- 5 部会長は部会の事務を総括し、部会を代表する。
- 6 部会は、第1条の目的を達成するために必要な調査、研究及び実施に向けての具体的な方策を検討し、これらを部会長がバス運営協議会に提案する。
- 7 部会は必要に応じ部会長が招集する。
- 8 会長は、必要に応じた部会を設置することができる。

(事務所)

第9条 バス運営協議会の事務所は、洞戸ふれあいセンター内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるものの他、バス運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

- この規則は、平成21年 1月27日から施行する。
- この規則は、平成23年 4月25日から施行する。
- この規則は、平成24年 5月29日から施行する。
- この規則は、平成25年 5月23日から施行する。
- この規則は、平成26年 5月20日から施行する。